



つなぐちゃんベクトル

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会社内誌 臨時増刊 380号 2011.5.18 発行 社会政策研究所

分け隔てない社会実現を 帯広

北海道新聞 2011年5月17日

分け隔てのない社会の実現を訴えた大谷恭子弁護士

【帯広】『障害』児を普通学級へ・全道春のつどい」が15日、帯広市のとちかちプラザで開かれた。内閣府の「障がい者制度改革推進会議」構成員の大谷恭子弁護士（東京）が講演し、障害による分け隔てのない社会の実現を訴えた。

帯広の市民団体「どの子どもともに普通学級へ！ともに歩む会」の主催で約70人が参加。大谷さんは今国会に上程された障害者基本法改正案のポイントを解説した。

基本法の改正は障害者権利条約の批准に向けた国内法整備の一環で、障害を問わず「共生できる社会を実現する」と規定した。

障害のない児童、生徒とともに教育を受けることにも配慮され、大谷弁護士は「インクルーシブ（包括）教育の理念が盛り込まれ、一歩前進」と評価。一方で、障害のある子が地域の普通学級に籍を置くという制度化は実現できなかったと振り返った。（高尾晋）



さをり織り300点展示 ギャラリー淡窓 日田出身・須藤さん

西日本新聞 2011年5月18日

温かい風合いの作品が並ぶ、さをり織り仲間展

感性の赴くまま自由に織るのが特色の「さをり織り」の仲間展が17日、日田市中央1丁目のギャラリー淡窓で始まった。同市出身で名古屋市でさをり織りの教室を開いている須藤弘子さん（58）が日田市で初めて開催。入場無料。22日まで。

須藤さんによると、さをり織りは素材の糸も織り方も作者が自由に選べる。会場には、名古屋の仲間や九州のアトリエの作品など、約20人が衣類やバッグなど約300点を展示。細かな決まりがないため、障害者や高齢者が始めることも多く、3年前から制作している福岡県久留米市の障害者施設「ステップ」のメンバーも出品している。さをり織り専用の手織り機を会場に置き、来場者が織り体験もできる。

須藤さんは「作品に触れ、試着して、温かい風合いを感じてほしい」と話している。



まちづくり：老若男女集うまちに 元岐阜市職員、社団法人の研究所設立 /岐阜

毎日新聞 2011年5月17日

元気な高齢者がスクラムを組んで老若男女が行き交うまちづくりを推進しようと、社団法人「地域みらい創造研究所」が岐南町上印食に設立された。理事長兼研究所長に就いた元岐阜市職員の河田敏春さん（60）は「高齢者・障害者福祉や子育て支援、まちづくりなど地域社会の課題に向けて新たなコミュニティの場の構築を提案していきたい」と話している。

河田さんは市職員時代、総合企画課でまちおこし総合計画を担当したほか、商工課イベント対策監、岐阜城館長、新産業振興対策監などを経験し、広報監を最後に今年3月末退職した。水野瑞夫・元岐阜薬科大学長や杉山道夫・東海学院大学長ら薬学、農学、医学の大学関係者やデザイナーら多彩な人材から研究スタッフとして協力を得る。

当面の目標は、岐阜市の柳ヶ瀬を中心とする喫茶店の活性化コーディネート。河田さんは「昭和の名残がある喫茶店は高齢者が集いやすい空間。柳ヶ瀬にドンキホーテも開店し、若者も行き交える場が必要」と考え、17日に喫茶店主らと柳ヶ瀬で会合を開き、魅力ある「カフェタウン」構想を提案していくという。

このほか、本巣市の大型ショッピングセンター「モレラ岐阜」の空き店舗を利用し、市と地権者が連携して介護、福祉、託児所など住民ニーズに合った新しいコミュニティショッピングセンター構想を推進していく。

問い合わせは同研究所の榎本光伸事務局長（058・249・3611）へ。【立松勝】

介護利用料免除、来年2月末まで予定- 厚労省介護保険計画課が通知

キャリアブレイン 2011年5月17日

厚生労働省老健局介護保険計画課は5月16日付で、東日本大震災で被災した被保険者の介護サービス利用料の自己負担免除について、具体的な運用の方法を示した課長通知を都道府県にあてて出した。免除の期限は、現時点で来年2月29日の予定。

通知によると、利用料が免除される被保険者は、▽本人や生計維持者が住宅や財産などに著しい損害を受けた▽生計維持者が死亡したり、心身に障害を受けて長期間入院したりして著しく収入が減少した▽福島第1、第2原子力発電所の事故に伴う避難指示や屋内退避指示を受けた地域に住み、避難や退避をしている—など。

この要件を満たす人は、保険者に申請し、免除証明書の交付を受ければ、介護サービスの利用料が免除される。ただ、保険者によっては免除証明書の発行に時間がかかる可能性があるため、免除証明書がない場合でも6月末までは、「支払い猶予」の制度によって利用料負担を求めないことにした。7月1日以降に介護サービスを利用する際は、原則として免除証明書を介護事業者に提示しなければならず、免除証明書がない場合は、利用料を支払うことになる。一方、6月末までに免除証明書を発行できない保険者については、申し出があれば7月1日以降も支払い猶予の制度を継続できる。

また、原発事故に伴って避難指示を受けた地域の住民らについては、被保険者証の住所を確認すれば対象者かどうか分かるため、免除証明書を必要としない。さらに、免除の対象者が6月末までの期間に支払った利用料などについては、保険者から還付を受けられるという。

このほか通知では、被災した介護保険施設入所者の食費・居住費に対する補助の期限について、現時点では今年8月31日を予定しているとした。ただ、延長の可能性もある。補助の対象者は、利用料の免除証明書とは別の認定証を介護事業者に提示する必要がある。

■7月以降は被保険者証の提示が原則

また厚労省は16日付で、被災者が7月1日以降に介護サービスを利用する場合、原則として介護保険の被保険者証の提示を求めるとする事務連絡を出した。被災者については、氏名や住所などの申告によって介護サービスを受けられるとする取り扱いを3月12日付の事務連絡で示していたが、被保険者証の再交付が行われている現状を踏まえ、通常の手続きに戻す。ただ、保険者の行政事務が混乱しているなどの場合には、7月1日以降も氏名

や住所などを申告すればサービスを利用できる。

社保改革で論点「自己負担見直しは慎重に」 - 民主・長妻議連

キャリアブレイン 2011年5月17日

民主党の衆参両院の厚生労働委員会の所属議員を中心とした議員連盟「あるべき社会保障と財源を考える会」（会長＝長妻昭前厚生労働相）は5月17日、今後の議論の論点をまとめた。この中で、党としての社会保障改革案の取りまとめに向けて大詰めの議論に入っている「社会保障と税の抜本改革調査会」に対しても、「医療保険の自己負担割合の見直しなどは、これまでの党の政策・マニフェストを踏まえた議論を行うべき」などの考え方を提示。議連は18日、これらの論点を同調査会に提出する予定だ。

議連がまとめた論点では、調査会が検討を進めている医療・介護分野の改革案について、負担の在り方や医療・介護従事者の職域の在り方、人材養成・確保の3つの論点を提起。自己負担割合の見直しなどには慎重な議論を求めているほか、「医療・介護の両保険制度全体の抜本改革も踏まえた検討が必要」「医師配置のための課題として、養成スキーム、任地生活への配慮も検討する」などの視点を示した。

このほか、「地域包括センター」を中心とした新たな互助を基盤とする「あるべき社会保障の姿」や、国民負担の増加分は社会保障の自然増分に充てるなど「国民負担のための前提条件」などについても盛り込んだ。

会合の冒頭にあいさつした長妻会長は、「震災復興財源と社会保障の財源は、切り分けて考えるべきだ」とし、財源不足による社会保障の給付抑制の流れをけん制。さらに、来年度に予定されている診療・介護報酬の同時改定に触れ、「慢性期における医療と介護をスムーズに結び付けるという大きな課題をクリアしなくてはならない改定」と強調した。

最低保障年金、実現に消費税3.5%増 民主党案を試算

朝日新聞 2011年5月18日

民主党が掲げる新年金制度に完全移行すると、消費税で3.5%分の増税が必要なことがわかった。民主党案をもとに、厚生労働省が2055年度時点の必要財源を試算した。菅政権の消費増税と社会保障の一体改革への反映を目指す、制度設計は遅れている。

民主党は16、17の両日、抜本改革調査会で新制度案について議論した。新制度案は、満額で月額7万円の最低保障年金と所得に応じた保険料による所得比例年金を組み合わせる。最低保障年金は、平均年収が300万円の人から減額し、600万円を超えると支給されなくなる案を提示。夫婦2人の世帯では、平均年収の合計が1200万円超になると支給されない。

平均年収520万円の夫と専業主婦の世帯でみると、老後の年金額は年収の59%で、現行制度より1割程度増える。夫婦の合計年収が増えるほど年金は目減りするため、「中高所得層の多くは現行より減る」（厚労省幹部）という。

新制度は、15年度に移行を始めて40年間かけて完了する。この案で厚労省が財源規模を試算したところ、55年度には38兆7千億円が必要になる。現行の基礎年金を続けた場合より、11兆7千億円増える計算だ。55年度時点の消費税率に換算して2.5%分。これに、現行の基礎年金の国庫負担5割を維持するための1%分を合わせると、3.5%の消費増税が迫られる。

調査会では、支給範囲などをめぐり異論が続出し、厚労省に別の案での再試算を指示した。新制度の本格的な設計は6月に先送りされる見通しで、一体改革では現行制度の見直しの議論が先行することになる。（山田史比古）



大阪市天王寺区生玉前町5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行